

## 日タイEPAの特定原産地証明書に関する変更について

神戸商工会議所  
2021年11月30日

### ●2022年1月以降、HSコードが変更（2002→2017）されます。

- ・変更後、2002年版HSコードで取得した原産品判定番号による発給申請はできません。
- ・変更後も原産性に影響がない場合は、貴社の宣誓により、すでに取得されている原産品判定番号を継続してご利用いただけます。宣誓は発給システムで手続き可能です。ただし、日本商工会議所ですでに変更を済ませている製品もありますので、4ページのフローチャートをご参照のうえご確認ください。

宣誓の操作方法是こちらをご参照ください。

<https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa/thaiHS.pdf>

### ●現行HSコードでの発給申請は12月23日（木）までです。

- ・12月24日（金）以降は日タイEPAの発給申請はできません。
- ・原産品の判定依頼は12月16日（木）までですのでご注意ください。

### ●改定後のHSコードでの発給申請は2022年1月4日（火）からです。

- ・2021年中は受付できません。

### ●証明書の発給方法がPDFファイルになります（2022年1月4日以降）。

- ・発給審査終了後、手数料の支払いが完了したのち、PDFファイルがダウンロードできます。
- ・タイ税関で紙面による証明書の提出を求められた場合は、各社でPDFファイルをA4サイズのコピー用紙などにカラー印刷してください。

【各項目の詳細は次ページ以降をご参照ください】

#### ◆本件に関するお問い合わせ先

日本商工会議所 国際部

電話：03-3283-7850      email：tokuteico@jcci.or.jp

日タイ EPA 利用者 各位

日本商工会議所

日・タイ経済連携協定附属書二及び運用上の手続規則の改正等に伴う  
特定原産地証明書発給手続等について  
(HSコード2002→2017への移行手続及び日タイEPA証明書のPDF発給)

10月5日にご案内 ([https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa/20211005thai\\_hs.pdf](https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa/20211005thai_hs.pdf)) のとおり、日・タイ経済連携協定（以下、「日タイEPA」といいます。）附属書二及び運用上の手続規則の改正により、2022年1月以降に発給する日タイEPA原産地証明書は、2017年版HSコードに基づき原産性を判定された製品が適用になりますが、現状ご利用いただいている原産品判定番号は、以下の移行手続を行うことにより、2022年1月以降も継続してご利用いただくことができます。

この移行手続は、特定原産地証明書発給システムから **12月6日(月)より手続が可能**で、具体的なご利用方法等の詳細を下記のとおりご案内します。なお、2021年12月の発給申請・判定依頼の受付期間は、適用するHSコードのバージョンにより異なりますので、予めご了解ください。

また、2022年1月より日タイEPAの特定原産地証明書は、すべてPDFファイル形式による電子発給となります。

記

1. 判定依頼者の宣誓により現行の原産品判定番号を継続してご利用いただけます

附属書二品目別規則（PSR）で適用されるHSコードが2017年版に変更になることに伴い、既に取得されている原産品判定番号については、各製品の判定依頼者が特定原産地証明書発給システム上でHSコードの変更後も原産品判定に影響を与えないことや変更後のHSコード等を確認及び宣誓することで、2022年1月以降も継続してご利用いただくことができます（製品の利用回数も通算でのカウントになります）。移行手続が完了した場合は、同意通知の再提出も不要です。

2022年1月以降は、本移行手続が取られていない2002年版HSコードで取得した原産品判定番号による発給申請の受け付けはできなくなりますので、**引き続き判定番号の使用をご希望の場合は必ず移行手続をお願いします**。なお、2022年1月以降も移行手続は可能です。

なお、HSコードのバージョン変更によって原産性の判定基準に影響がない製品（最終ページご参照）の判定番号については、移行手続を行っていただかなくても、発給システム上自動移行を済ませておりますが、確認画面で移行済みとなっているかどうか、念のためご確認いただければ幸いです。

移行手続きは、第一種特定原産地証明書発給システム上で行います。

<発給システム画面（イメージ）>



なお、システムの操作方法は以下のとおりです。

[「日タイ協定 HS コード移行に伴う判定番号継続利用手続」の操作説明](#)

※HS コードの 2002 年版から 2017 年版への移行対応は以下の資料をご参照ください。

[HS2017-HS2002 の対応表 \(UN TRADE STATISTICS CORRESPONDENCE TABLES より\)](#)

<https://unstats.un.org/unsd/trade/classifications/tables/HS2017toHS2002ConversionAndCorrelationTables.xlsx>

**2. 2022 年 1 月から日タイ EPA 特定原産地証明書の発給方法が PDF ファイルになります**

2022 年 1 月 4 日以降の発給申請分から、日タイ EPA では専用紙での特定原産地証明書の発給を廃止し、全て PDF ファイル形式による電子発給になります。

タイ税関においては、2022 年 1 月から PDF ファイル形式で発給された原産地証明書は PDF 形式で受理可能となりますが、現地での通関システム障害等によりタイ税関から紙面による証明書の提出を求められる場合には、各社で PDF ファイルを A4 サイズの紙[コピー用紙等]にカラー印刷してタイ税関へご提出いただくこととなります。紙面には裏面の記載要領についても必ずご出力ください。

なお、2021 年 12 月以前に専用紙で発給された原産地証明書については、2022 年 1 月以降も有効期間内であればタイ税関で受理されます。

当該 PDF ファイルは、発給審査が終了し、手数料の入金を確認できた後、状態が「交付済」になった時点で、発給システムのサイト上からダウンロード可能です（発給窓口までお越しいただく必要はありません）。

また、これに伴って日タイ EPA での発給手数料の支払方法は、現金での支払いを廃止しますので、事前振込（クレジット払い/事前振込）等の方法でお支払いください。

※日タイ協定以外の既存協定（日アセアン協定のタイ向けを含む）は、引き続き専用紙での発給が継続されます。

2021 年中に発給された証明書の 2022 年 1 月以降の再発給も PDF ファイルでの発給となります（交付済の証明書の返却と、発給手数料の入金確認後にダウンロード可能となります）。

### 3. 旧 HS2002 に基づく判定依頼・発給申請の受付期間を短縮します

#### (1) 原産品判定依頼

旧 HS2002 に基づく新規の判定依頼の受付は 2021 年 12 月 16 日（木）までとし、年内の事務を終了する 12 月 28 日（火）までに「承認」となっていないものは、システム上の状態を「保存」に戻します（この場合、2022 年 1 月 4 日以降に新 HS2017 に基づき再度依頼していただくこととなります）。

#### (2) 証明書の発給申請

旧 HS2002 に基づく発給申請の受付は 2021 年 12 月 23 日（木）までとし、年内の事務が終了する 2021 年 12 月 28 日（火）までにシステム上の状態が「承認」となっていないものは、状態を「保存」に戻します（この場合、2022 年 1 月 4 日以降に、新 HS2017 に基づき再度申請していただくこととなります）。

※なお、2021 年 12 月中に「承認」した証明書は、1 月以降の交付でも専用紙にて発給し、PDF ファイルでは発給しません。

※2021 年 12 月 24 日以降は、日タイ協定の旧 HS2002 に基づく新規の証明書の発給申請はできません。十分に余裕をもって申請いただきますようお願いいたします。

※輸入通関時に証明書を提出できない場合、関税還付制度の利用についてもご検討ください。

なお、各事務所の年末年始の業務予定は以下の連絡のとおりです。

[年末年始の特定原産地証明書発給事務のご案内（2021 年 11 月 22 日）](#)

### 4. 新 HS2017 に基づく新規の判定依頼・発給申請の受付は 2022 年 1 月 4 日（火）から開始します

新 HS2017 に基づく新規の判定依頼、発給申請は、いずれも 2022 年 1 月 4 日（火）から受付を開始します。

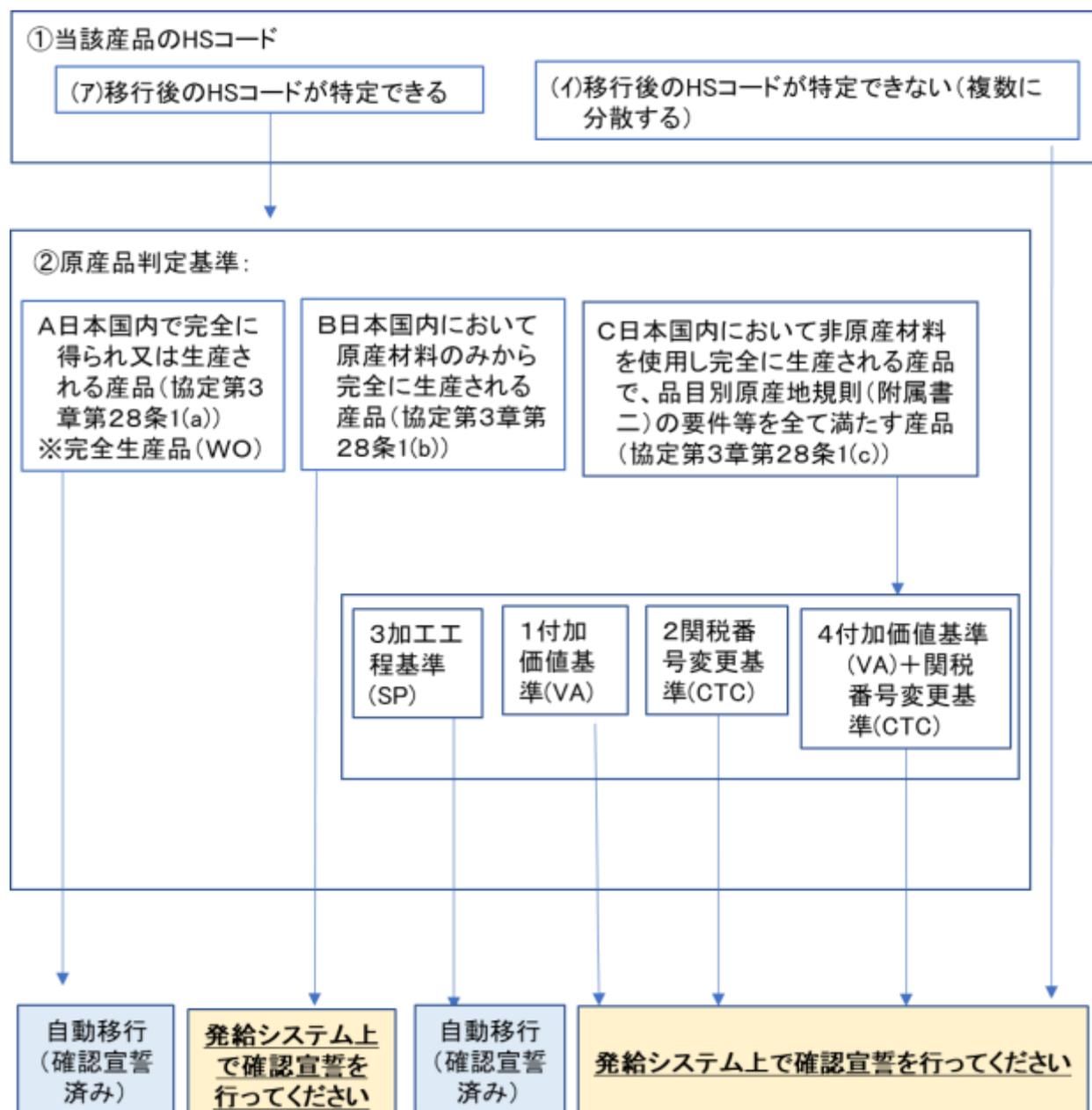
（2021 年中は受付できません）

なお、年始は判定依頼、発給申請が集中し、通常よりも審査にお時間をいただく可能性があります。恐れ入りますが、不要不急のご申請は控えていただけますと幸いです。

(参考) HSコードの移行の状況と使用した原産品の判定基準による製品ごとに必要な手続き

日タイ協定の判定依頼のうち、①移行後のHSコードが1つに特定でき、かつ、②判定基準が完全生産品(WO)または加工工程基準(SP)の場合、発給システム上、自動で移行手続きを完了しています。

<フローチャート>



【お問い合わせ先】 日本商工会議所 国際部

e-mail : [tokuteico@jcci.or.jp](mailto:tokuteico@jcci.or.jp)